

山陽小野田市外部公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、本市において外部公益通報を適切に取り扱うために必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進し、もって市民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部公益通報 法第2条第1項に規定する公益通報であって、市の職員が市に通報するものを除く。
- (2) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実又は市の条例、規則その他規程に違反する行為に関する事実若しくは事業者の法令遵守の確保及び適切な法執行に資する事実をいう。
- (3) 法令主管課 通報対象事実について処分又は勧告等に係る事務を所管する課（課に相当する組織を含む。）をいう。
- (4) 通報者 外部公益通報をした者をいう。

(統括通報責任者)

第3条 外部公益通報への対応に関する事務を総括するため、統括通報責任者を置くこととし、経済部長をもってこれに充てる。

2 統括通報責任者は、市における次に掲げる事務を総括するものとする。

- (1) 外部公益通報に関する規程の整備
- (2) 外部公益通報に関する規程及び運用の周知
- (3) 法令主管課の職員（以下、「職員」という。）に対する必要な教育・研修の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、外部公益通報への適切な対応の確保に関する事務

(通報責任者)

第4条 通報責任者は、法令主管課において、外部公益通報に関する調査の進

抄等の管理及びその他外部公益通報への適切な対応の確保に関する事務を掌理するものとし、法令主管課の長をもって充てる。

(外部公益通報の相談窓口)

第5条 外部公益通報に関する相談に応じるため、経済部商工労働課に外部公益通報相談窓口を設置し、法令等に関する一般的な質問及び相談を受け付けるとともに、法令主管課への取次ぎを行う。

2 前項の規定にかかわらず、通報対象事実について市が処分又は勧告等の権限を有さないときは、市は通報者に対し、権限を有する行政機関を教示するものとする。

(外部公益通報の受付窓口)

第6条 外部公益通報は、法令主管課において受け付けるものとし、正当な理由なく受付又は受理を拒んではならない。

2 法令主管課は、外部公益通報を受け付けたときは、通報対応に要する標準的な期間又は見込まれる期間を、通報者に速やかに通知するものとする。

3 法令主管課は、外部公益通報があったときは、当該通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報対象事実の内容その他必要な事項の確認を行うものとする。

(外部公益通報の受理)

第7条 法令主管課は、法の趣旨、関係する法令等の規定及び所管事務に関する権限等を踏まえ、外部公益通報に関して調査又は措置を行う必要性について十分に検討した上で、受理する場合はその旨を、受理しない場合はその旨及びその理由を通報者に速やかに通知するものとする。ただし、通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。

(調査の実施)

第8条 法令主管課は、外部公益通報を受理した場合は、速やかに必要な調査を行わなければならない。

2 前項の調査の実施に当たっては、当該通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分留意しつつ、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。

3 第1項の調査中は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、

名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査の進捗状況について通報者に対し適宜通知するとともに、調査終了後は、結果を速やかにとりまとめ、通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合又は通報者の連絡先が明らかでない場合はこの限りでない。

(外部公益通報受理後の教示)

第9条 法令主管課において外部公益通報を受理した後、当該通報の内容について他の行政機関が処分又は勧告等の権限を有することが明らかになったときは、通報者に対して、当該内容について権限を有する行政機関を、速やかに教示するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合又は通報者の連絡先が明らかでない場合はこの限りでない。

(調査結果に基づく措置)

第10条 法令主管課は、第7条第1項の調査の結果、通報対象事実が存在すると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

2 法令主管課は、前項の措置をとったときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮した上で、当該措置の内容について、通報者に速やかに通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合又は通報者の連絡先が明らかでない場合はこの限りでない。

(秘密保持及び個人情報保護)

第11条 外部公益通報への対応に関与した職員（当該通報への対応に付随する職務等を通じて、当該通報に関する秘密を知り得たものを含む。以下同じ。）は、当該通報に関する秘密を漏らしてはならない。

2 外部公益通報への対応に関与した職員は、当該対応において知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利益相反関係の排除)

第12条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合、外部公益通報及び相談事案への対応に関与してはならない。

(1) 通報対象事実が存在すると認めることにより実質的に不利益を受ける者

(2) 通報者又は被通報者と親族関係にある者

(3) 外部公益通報に係る事案に関する公正な調査や措置等の検討又は実施を
阻害しうる者

(通報者の保護)

第13条 職員は、外部公益通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、当該通報したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、通報者保護に係る必要な支援を行うよう努める。

(外部公益通報関連資料の管理)

第14条 相談窓口及び法令主管課は、各外部公益通報及び相談事案への対応に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者及び相談者の秘密保持に配慮し、適切な方法で管理するものとする。

(協力義務)

第15条 職員は、外部公益通報について、他の行政機関その他の公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をを行うものとする。

(運用状況の公表)

第16条 総括通報責任者は、外部公益通報の件数及び当該通報を受理した法令主管課名を毎年度公表するものとする。

(外部公益通報以外の通報)

第17条 外部公益通報以外の通報であって、法令遵守を確保するために必要と認められる公益に関する通報は、外部公益通報に準ずるものとして取り扱うものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

(山陽小野田市公益通報者保護事務処理要項の廃止)

2 山陽小野田市公益通報者保護事務処理要綱（平成18年4月1日施行）は、
廃止する。